

平成20年第4回定例会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成20年12月5日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名		13番 鶴瀬和博 14番 中田恭一
日程第2	会期の決定		15日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 報告
日程第5	認定第2号	平成19年度壱岐市病院事業会計決算認定について	厚生常任委員長報告 認定 本会議 認定
日程第6	議案第110号	平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算(第3号)	病院管理部長 説明、質疑 委員会付託省略、討論、可決
日程第7	議案第90号	壱岐市行政区設置条例の制定について	総務部長 説明
日程第8	議案第91号	壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定について	産業経済部長 説明
日程第9	議案第92号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第93号	壱岐市税条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第11	議案第94号	壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第95号	壱岐市手数料条例の一部改正について	建設部長
日程第13	議案第96号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	病院管理部長
日程第14	議案第97号	壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止について	教育次長 説明
日程第15	議案第98号	公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について	総務部長 説明
日程第16	議案第99号	普通財産の無償及び減額貸付について	総務部長 説明
日程第17	議案第100号	字の区域の変更についての更正について	産業経済部長 説明

日程第18	議案第101号	市道路線の認定について	建設部長
日程第19	議案第102号	平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	財政課長 説明
日程第20	議案第103号	平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第21	議案第104号	平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第22	議案第105号	平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部長
日程第23	議案第106号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長
日程第24	議案第107号	平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第25	議案第108号	平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）	総務部長 説明
日程第26	議案第109号	平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	産業経済部長 説明
日程第27	議案第111号	壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定について	総務部長 説明
日程第28	認定第3号	平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長 説明
日程第29	認定第4号	平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第30	認定第5号	平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第31	認定第6号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第32	認定第7号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長
日程第33	認定第8号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長
日程第34	認定第9号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第35	認定第10号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長 説明
日程第36	認定第11号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業経済部長 説明
日程第37	認定第12号	平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業経済部長 説明
日程第38	陳情第4号	介護療養病床廃止中止を求める意見書採決を求める陳情	写し配布、説明省略

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (25名)

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
15番	馬場 忠裕君	16番	久間 進君
17番	大久保洪昭君	18番	久間 初子君
20番	瀬戸口和幸君	21番	市山 繁君
22番	近藤 団一君	23番	牧永 護君
24番	赤木 英機君	25番	倉元 強弘君
26番	深見 忠生君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	小山田省三君
市民部長	米本 実君	保健環境部長	山内 達君
産業経済部長	山口 壽美君	建設部長	中原 康壽君

消防本部消防長 …………… 山川 明君 病院事業管理監 …………… 市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長 …………… 山内 義夫君
教育次長 …………… 白石 廣信君 総務課長 …………… 堤 賢治君
財政課長 …………… 牧山 清明君
会計管理者兼会計課長 …………… 目良 強君
代表監査委員 …………… 横山 松興君

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。ただいまから平成20年第4回壱岐市議会定例会を開会します。

これから議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、鶴瀬和博議員、14番、中田恭一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る11月26日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

○議会運営委員長（牧永 護君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成20年第4回壱岐市議会定例会の議事運営について、協議のため、去る11月26日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から12月19日までの15日間と申し合わせいたしました。

本定例会に提案されます議案等は、条例制定2件、条例改正5件、条例の廃止1件、平成20年度補正予算9件、平成19年度決算認定10件、その他5件の計32件となっております。また、陳情を2件受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、議会閉会中の継続審査となっております。

ました決算認定1件について、厚生常任委員長の審査報告を受け、審議、採決を行い、その後、本日送付されました議案の上程、説明を行います。

なお、議案110号につきましては、本日委員会付託を省略し、議員審査を行い、審議、採決をお願いしたいと思っております。

12月6日から9日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は12月8日の正午までに提出をお願いします。

12月10日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会への審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち平成20年度一般会計補正予算及び平成19年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、それぞれ特別委員会を設置して審査すべきということで確認いたしましたので、よろしく申し上げます。

12月11日と12日の2日間で一般質問を行います。一般質問については、質問の順序は受け付け順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の制限といたします。質問回数については制限をしないことといたします。同一趣旨の質問につきましては、質問者間で調整をお願いいたしたいと思っております。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるよう、あえてお願いいたします。

12月15日、16日及び17日を委員会の開催日としております。

12月19日、本会議を開催、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思っております。

なお、本定例会会期中に報告1件、条例改正議案1件が追加議案として提出される予定ですが、条例改正案につきましては、委員会付託を省略し全員審査を予定しております。

以上が第4回定例会の会期日程案でございます。円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの15日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（深見 忠生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成20年第4回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は32件、陳情2件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。11月11日、長崎県庁において、長崎県離島振興市町村議会議長会による知事への陳情がなされ、出席をしたところであります。

陳情内容は、全体で13項目。当市からは、「原油価格高騰対策」、「医療対策の充実」、「離島架橋の早期実現」の3項目について陳情を行ったところであります。

次に、11月13日、東京都において、長崎県市長会及び長崎県市議会議長会共同による長崎県選出国會議員への要望運動が実施され、白川市長とともに参加いたしました。

要望事項は、重点事項として、「耐震化対策にかかる財政処置の拡充」、「地域医療における医師確保対策」、さらに「九州新幹線長崎ルートの建設促進」の3項目。また、当市からは、「燃油高騰対策と離島航路維持のための財政支援及び原の辻遺跡の整備及び維持管理」について要望を行ったところであります。

次に、11月18日、東京都において開催された第27回離島振興市町村議会議長全国大会に出席をいたしました。開会宣言の後、要望事項10項目が提案され、その審議、質疑、決定を受け決議がなされ、それぞれ実行運動を行うことが決定されました。

翌19日には、長崎県離島振興市町村議会議長会主催による地元選出国會議員に対する要望行動がなされ、出席をしたところであります。要望事項は全体で26項目、当市からは、「燃油価格高騰に対する早急な対策」、「架橋の早期実現」、「原の辻遺跡整備及び維持管理」の3項目について要望をいたしました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、本定例会において、議案等の説明のため、白川市長を初め、教育委員会委員長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（深見 忠生君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日、ここに平成20年第4回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る10月12日に東京ビックサイトで開催されました全国消防操法大会におきまして、壱岐市消防団芦辺地区第1分団が小型ポンプ操法の部に出場、長崎県代表として出場し、見事準優勝に輝かれました。これは、本市にとりましても、大変名誉なことであり、出場されました選手をはじめ、関係者の皆様に対し、心からお喜びを申し上げます。

また、11月3日には、平成20年秋の叙勲受賞者が発表され、本市から、長年消防防災に貢献された元勝本町消防団長吉田正明様が瑞宝双光章を受賞されました。

さらに、11月21日には、県民表彰受賞者が発表され、本市から、産業農林部門の優良団体として「壱岐柚子生産組合」様が受賞されております。それぞれ受賞された皆様に対しましては、今日まで築かれた功績等に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお喜び申し上げます。

それでは、開会にあたり前定例会以降、本日までの市政の重要事項につきまして、御報告申し上げます、議員の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。

(1) 景気の動向と経済対策についてでございますが、昨今の厳しい経済情勢の中、国においては、去る8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を決定され、生活者の不安の解消、「持続可能社会」への変革加速、新価格体系への移行と成長力強化などを目標に各種施策を推進することとされ、10月16日にはこれらの施策を具体化した国の補正予算が成立しました。

さらに、金融危機の深刻化や、大幅な株価の下落など、厳しさを増す経済情勢を踏まえ、10月30日には、定額給付金の支給や住宅ローン減税の延長・拡充、金融機能の強化、中小企業資金繰り支援の拡充、高速道路料金の大幅引き下げなどを柱とする追加経済対策が、取りまとめられております。

本市においては、離島というハンディを有し、人口の減少が続くなど、これまでも厳しい経済雇用情勢にありましたが、さらに、農林水産業や、運輸業、商工業などにおいては、原油価格の高騰や、原材料価格の上昇等の影響を強く受けておりますが、それぞれ懸命な経営努力を重ねられております。これに対し、市では、10月24日の臨時会で可決いただいた市独自の燃油高騰緊急対策事業の実施に取り組んでいるところでございます。

経済対策につきましては、国の2次補正などの施策や、県と連携し積極的な取り組みを推進してまいります。

(2) ふるさと納税について、でございます。本年4月末の地方税法改正により、全国で「ふるさと納税制度」への取り組みが始まりました。本市でも、6月議会で「壱岐市ふるさと応援基金条例」を可決いただき、この制度への取り組みを開始しました。7月よりホームページで「ふ

るさと応援サイト」を開設するとともに、市報でも市民皆様へ、制度内容をお知らせし、寄附者の御紹介をいただくようお願いしてまいりました。

さらに、パンフレットを作成し、東京雪州会、関西壱岐の会、福岡壱岐の会、京都長崎県人会等へ送付するとともに、総会にお伺いした際には、ご寄附のお願いを行ってまいりました。

現在までに、8件、86万5,000円の申し込みがあっており、ご寄附いただいた皆様に、心より感謝を申し上げます。今後一層ピーアールに努め、壱岐市への支援者を募ってまいります。

(3) 壱岐市における地上デジタル放送へについて、でございます。壱岐市では、12月1日NHK郷ノ浦局岳ノ辻の地上デジタル放送が開始され、平成21年4月からは、長崎県内の民放4社が、同じく岳ノ辻から放送を開始する予定です。これらにより、壱岐市の3分の2の地域で地上デジタル放送が、受信できるようになる予定ですが、共聴施設や、地域によっては受信できないこともあります。これら難聴地域の解消のため、関係機関との調整を十分に行いながら、2011年の完全デジタル化に対応していきたいと考えております。

行財政改革について、でございますが、まず、(1) 機構改革について、私は壱岐島の貴重な歴史遺産や豊かな自然などの地域資源を活した観光産業、商工業、物産流通等を推進する中で、総合的な施策の企画・立案及び総合調整を機動的、効率的に実施するため、現在総務部に所属する政策企画課及び原の辻プロジェクト室、そして産業経済部に所属する商工観光課を統括する「壱岐島振興推進本部」仮称でございますけれども来年4月1日から新設したいと考えて、関係条例を本議会に提出いたしております。

これは、2011年に新幹線鹿児島ルートが全線開通することに伴い、観光客の流れが長崎方面から遠ざかることが危惧される中、長崎県においては、現在、教会群とキリスト教関連遺産などの世界遺産暫定リスト入り、また、NHK大河ドラマ「竜馬伝」など、長崎の歴史に注目が集まっているこの機会をとらえ、「観光立県長崎」の実現を加速的に推進するため、2012年度に計画されている全県的な「大型イベント」への本市の積極的な取り組みの一環でありますとともに、これまでも進めてまいりました「交流人口の拡大」を一層推進するためのものであります。

(2) 資産の整理統合について、でございます。平成22年春、一支国博物館の開館に伴う市内の文化財施設の再編計画の中で、「壱岐郷土史料館」と「まなびの館」を来年12月から休館する旨御説明しておりましたが、壱岐市農協から「まなびの館」を平成21年春から、壱岐市農協芦辺支所として借用したいという御要望がありましたので、「まなびの館」につきましては、本年12月末をもって閉館し、壱岐市農協へ土地及び建物の貸し付けを行うこととしました。このため「まなびの館」条例の廃止について、本議会に提出いたしております。

平成16年「まなびの館」開館以来、その活用や運営について、関係皆様方の多大なる御協力に感謝申し上げますとともに、閉館に御理解をいただきたいと存じます。

交流人口、定住人口の拡大についてでございますが、（１）原の辻遺跡関連整備事業でございます。原の辻遺跡の保存整備事業、並びに、県と一体となって整備を進めております「県立埋蔵文化財センター・市立一支国博物館」の建築工事は、建物本体工事の１階躯体部分が建ちあがり、おおむね順調に推移しております。

また、平成２２年春に、開館予定のこれらの施設整備とあわせて、市民の側からも壱岐のしまづくりを盛り上げようとする機運が高まりつつあり、博物館オープンイベントとして１１月１５日から２４日までの１０日間、原の辻遺跡を核とした官民協働イベント「一支国弥生まつり」が市民発意の同実行委員会の主催により開催されました。

折からの寒波にも見舞われたこともあり、野外でのイベントは御苦労が多かったようですが、オープニングイベントには、金子長崎県知事様ほか多くの御来賓の方々の御臨席を賜るなど、期間中６，６００名の方が各種のイベントに参加され、原の辻展示館の入場者数も昨年同時期に比べ、イベント期間中約１，０００人の増であったとの集計速報が届いております。

また、このイベントは、本当に多くの市民がボランティアとして参加され、市民発意により作られたことに、大きな意義があったものと思います。ボランティアの皆様と実行委員会のメンバーの熱心な御努力により、１０日間という長期間のイベントを見事にやり遂げられたことに対し、心から敬意を表し感謝いたしております。市におきましても、この期間中、原の辻ウォークや収穫祭、第２回シルクロード講座を開催し、前述の「一支国弥生まつり」開催中との相乗効果もあり島内外から多くの方々に御参加いただきました。

これらイベントの開催は、島内外のマスメディアにも大きく取り上げられており、「歴史の島・壱岐」、「原の辻遺跡」を大きく情報発信できたものと思っております。今後とも、市民の皆様方とともに施設整備の波及効果を高めるため、さらなる情報発信に努めて行きます。先般報道されましたように、去る１１月２１日国の文化審議会より、「壱岐古墳群」（双六古墳・対馬塚古墳・笹塚古墳・掛木古墳・兵瀬古墳・鬼の窟古墳）の国史跡指定、及び「国指定特別史跡、原の辻遺跡」の指定拡大が答申されました。これにより「原の辻遺跡」を核とした島の歴史的魅力が拡大し、今後の取り組みにも追い風になるものと思っております。

（２）観光振興についてでございます。

長崎県が昨年策定した「観光振興基本計画」に沿って、本市では「壱岐市観光地づくりの実施計画」を策定し、「一支国」を指定分野に、実施計画の名称を「魏志倭人伝のクニ「一支国」の時代へ」、キャッチコピーを「「海の王都」の息吹を感じる島・壱岐」として、１１月２５日に県の認定を受けました。県では、観光振興条例に基づき「重点的に支援する分野」として魅力ある観光地づくりに向けた抜本的、具体的な取り組みを支援することとなり、２１年度より向こう３年間、観光地づくり実施計画に掲げる観光振興施策を進めて行きます。

また、県では、「観光立県長崎」の実現を加速度的に推進するため、平成24年度に全県的に「2012年度大型イベント」を実施することを決定しました。これは、一過性のイベントを行うのではなく、「自立した誇れる地域づくり」を基礎として「交流人口の拡大」を図ろうとする取り組みです。

平成20年度においては県基本計画の策定となっており、これに対する準備委員会及び幹事会へ出席をしております。当面、この準備委員会・幹事会において検討を進めていき、21年度には、県実行委員会の設立、22年度以降には、県及び各地区での具体的な取り組み内容の決定、実施に向けて検討を進めてまいります。

サンドーム壱岐の管理面につきましては、平成21年3月末をもって指定管理者の更新期日を迎えることから、当施設の集客や効率的な運営を行い、魅力的な施設となるよう提案書の募集、いわゆるプロポーザルを実施しております。プロポーザルの申し出が1社出ており、12月10日までの提案書を提出予定であり、今後、審査委員会での審査や地元の意見を踏まえた上で、指定管理者としての候補者選定の検討を進めてまいります。

(3) 離島航路対策について、でございます。11月1日から九州郵船ではバンカーサーチャージが導入され、壱岐・博多間がフェリー乗客と車両運賃及びジェットホイル運賃で一律720円、同じく印通寺・唐津間で、一律270円が加算されています。それが、市民生活、産業経済に非常に大きな影響を与えており、これまでも同社に対し、導入の再考、または現在、原油価格が下落傾向にあるなかで、早急な見直しを訴えてまいりました。通常では、現在のバンカーサーチャージの価格は平成21年1月31日までとなり、次回の見直しは、平成20年10月の輸入原油価格を基準として、平成21年2月1日から4月30日までの調整金は、壱岐・博多間で720円が400円に、印通寺唐津間270円が150円にそれぞれ減額して加算されることとなります。ただいま申し上げましたように、ここに来てさらに、原油価格が下がっておりますので、国土交通省との協議もございますが、バンカーサーチャージの見直しについて、今後も同社と協議を重ねてまいります。

九州郵船におきましては、非常に厳しい経営状況であるということは認識しておりますが、これは離島航路運航事業者のほとんどがこうした状況にあるということでございまして、この対策につきましてはやはり、国、県が積極的な対策を講ずるべきであるとの考えから、これまで本市が中心となり、対馬市、九州郵船とともに、国、県そして関係国会議員の先生方に厳しい現状を訴え、離島航路補助対策の改善をお願いしてまいりました。

去る11月13日に再度国土交通省への要望行動を衆議院谷川代議士の強力な後押しのもとに実施いたしましたところ、平成21年度以降、離島航路補助の見直しを行うという御回答をいただくことができました。これにより、現在赤字航路のうち、博多・比田勝航路が唯一航路として

補助対象となっていました。要件を見直しほかの航路にも拡大しようということでございます。これは全国の離島航路が対象となるわけですが、これが実施されれば、運賃、またサービス面等においても改善されるものと期待しております。これまで議員の皆様、また、関係機関皆様の御意見をいただきながら、離島航路の窮状を訴えてきた一つの成果であると確信をしておりますが、これからさらに、国、県そして九州郵船と協議を重ねてまいります。

また、この一環として去る12月24日に、九州運輸局、県の御指導により、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「博多～壱岐・対馬航路活性化再生協議会」を立ち上げることで、現在、県、対馬市等と協議を行っているところでございます。これは県、市、公共交通事業者、住民代表などから構成されるもので、運行の効率化など具体的な取り組みを掲げる地域公共交通総合連携計画を国の100%補助で作成し、その後実証運航などについては国の50%補助を活用し、取り組むことといたします。御参考までに、残りの50%は九州郵船が負担をするということになっております。詳細は今後、協議することといたしておりますが、本航路の安定と活性化に向けて努めてまいります。

(4) 長崎県離島航空路線再生協議会について、でございます。オリエンタルエアブリッジの経営支援に向けた協議を行っております長崎県離島航空路線再生協議会につきましては、先般11月27日に第5回目の会議が開催されました。本会の会議では、これまでの県の再生スキーム案について議論の整理が行われました。再生スキーム案は、収益改善・収益事業の展開として、現行路線の見直し、合理化・経費節減、そして県・関係市の支援などであります。

現行路線の見直しとしましては、長崎・宮崎便廃止と長崎・鹿児島便の減便、長崎福江便の減便と現行の全日空による福岡・福江便の減便を前提とした同区間への新規参入、長崎・対馬便の増便などあります。これに対して五島市が、全日空の減便について、輸送能力の低下と集客力の低下などを理由に異議を唱え、また、県・関係市の支援について一定の利用料の達しない路線の収入見込額を県と関係市で補助することについて、対馬市が利用率が高いことを理由に、他の市と同じ固定額を補助することについて異議を唱え、再度調整を図ることとなったところでございます。本市においても、非常に厳しい財政状況により、補助額については、十分検討を要するものと考えておまして、本市の利用率も平成19年4月1日から平成20年3月31日の利用率が56.6%、対馬市は61.5%、五島市45.3%でございますけれども、対前年度と比較しても3.4%増加しております。さらに本年4月から10月末までの利用率も58.2%とと確実に増加しておりますのでこうしたことを踏まえて、ORCに強く経営改善を求めながら、協議を重ねてまいりたいと考えております。

(5) 雇用対策について、でございます。郷ノ浦町田中触において、操業をおこなっております有限会社イキライフは、親会社であるフジライフが平成20年4月28日東京地方裁判所に

民事再生手続申し立てを行い、事実上の倒産をいたしました。

(有) イキライフからは、独自の再建を図るため努力をしたいとの申し出を受け、その推移を見守ってまいりましたが、平成20年9月25日支援企業が見つからず、自主再建を断念する旨申し出がありました。イキライフには18人の社員が残され、今後の生活環境に大きく影響を及ぼす事態となりましたが、社員の中から、現有機材を有効利用し、新しい会社を設立し、働く職場を自分達から見出そうと立ち上がられ、株式会社壱岐工芸を設立なさいました。

壱岐市といたしましては、企業誘致用地の有効利用と雇用の確保に支援を行いたいと、本議会に財産の減額貸付等の議案を提出いたしております。新しい会社は財務体制が脆弱であり、経営基盤の弱い中で、働く職場を守ろうとの意欲での発足でありますので、御理解の上、御承認おねがいいたします。

長引く景気低迷の中、景気対策及び人口減少対策を推進する上で雇用の場の創出は欠かせません。今後一層、産業の振興や企業誘致などあらゆる施策を講じ、雇用の場の創出に努めて参りたいと考えております。

第1次産業振興、(1) 農業振興について、でございます。本年度の水稻作況指数は104%で、収量的には平年を上回る発表がなされましたが、早期米のコシヒカリは、7月の高温による白米が多く、1等1.2%、2等97.5%、3等1.3%の割合でした。また、普通期米のヒノヒカリも、収穫前の日照不足により、未成熟粒が多く1等3.5%、2等48.4%、3等48.1%の割合で、早期、普通期米ともに、天候に左右され、結果的には、品質低下の被害を受けた形になりました。

葉タバコにつきましても、植付け後の低温や日照不足、梅雨明け後の干天等の影響を受けました。9月3日から10日にかけて販売が行われ、1キログラムあたり代金2,025円と品質面では昨年を上回りましたが、10アールあたり収量230キログラム、代金46万5,740円は昨年をやや下回り、目標達成はかないませんでした。しかし、西九州たばこ耕作組管内ではトップの成績でありましたので、まずまずの結果だと受けとめております。

肉用牛経営における子牛販売につきましては、価格が下降気味で推移し、昨年と比較した上半期の販売額は、約1億7,000万円の減となっております。先の12月市では平均価格39万5,565円と前回比93.71%の成績でありました。穀物需給逼迫による配合飼料の高騰、原油の高騰による生産資材の値上がりなど、生産現場への影響が心配されますが、経営コストを重視した経営に努めていただきたいと願っております。

次に、堆肥センターの建設に伴う開発許可申請書を11月下旬、県に提出しています。認可を受け次第早急に工事に着手します。

今般、国において、「安心実現のための緊急総合対策事業」の実施の実施に伴う、平成20年

度補正予算が成立したことに伴い、その対策の一環として化学肥料の施用量2割以上低減する農業者グループに対し、肥料費の増加分の7割を助成する緊急対策事業が実施されることになりました。壱岐市もこの事業に、積極的に取り組んでまいります。現在、関係機関と連携して事業計画等を取りまとめ中でございます。

(2) 農地災害について、でございます。農地災害につきましては、梅雨前線豪雨及び梅雨明け後の集中豪雨による農地・農業用施設等の被災申請箇所全部で120地区の現地調査が10月31日で終了いたしました。その結果、平均査定率83.3%及び査定金額約1億1,037万4,000円となりましたので、早期の復旧工事を進めてまいります。

(3) 水産振興について、でございます。本市の基幹産業であります水産業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。これまで最も危機感を抱いておりました漁獲の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足に加え、燃油の高騰による出漁控えが発生し、漁業の根幹そのものを揺るがす、極めて憂慮に堪えない事態となっております。

このため中央では、これら燃油高騰に関する対策が本年2月に打ち出され、その後の対策とあわせて、市内漁業者の大半が積極的に取り組んでいるところであります。燃油価格も本年1月に80円台前半だった油価が、ピーク時の夏には120円台前半まで約50%も高騰する事態となり、漁業経営に大きく影響を及ぼしてまことは御承知のとおりであります。その後燃油価格も次第に下がってきておりますが、市としましても可能な限り、国・県に準じた支援を図る所存でございますが、制度に該当しないの方につきましては、市単独事業で支援を行うことといたしております。

一方、より沿岸域での漁獲を得るため、本年3月より「壱岐栽培センター」の建設に着手し、平成20年度完成を目指し工事の進捗に鋭意努力をしておりましたが、異常気象等による海水温からのあわびのへい死のリスクを解消するため、海水温度調節機器の設置が必要となり、事業費の増額及び平成21年度までの施工年度延長を余儀なくされ、現在国へ計画変更申請を提出しているところであります。これらの施設内部の充実により、効率的・効果的に種苗の生産が図られ、種苗の計画的放流により、将来的に沿岸域での漁業生産の向上が期待されます。

(4) 長崎県海砂採取限度量に関する検討委員会について、申し上げます。水産資源に大きく影響があると言われている壱岐沿岸域における海砂採取につきましては、本年度で許可されております採取量枠が切れることになっており、新たな枠の設定に向け、「長崎県海砂採取限度量に関する検討委員会」が設置されております。

検討委員会では、本県における平成21年度から25年度までの各年度の海砂採取限度量及び壱岐海域における採取量比率のあり方について、10月20日に第1回、11月6日に第2回の会議が開催され、検討がなされているところであります。

私は平成15年の検討委員会の提言にあります「採取量枠については県内需要の予測される必要量の限度で採取を認め、海域環境への影響を少なくする方法を取るべきであること」、「地域枠については、県内で使用される海砂は壱岐海域に約70%を依存しているが、壱岐海域での海砂採取で量は一定の制限を設けること」、また、「供給先の制限として骨材として適質な砂は骨材以外には使用しないこと」などを、今回の検討委員会の意見に入れてもらうよう、今後も不退転の覚悟で会議に望み、粘り強く現状を訴えて改善を求めてまいります。

環境保全について、（１）一般廃棄物の処理施設の整備状況について、申し上げます。壱岐市の一般廃棄物処理施設は、平成19年度より着手しており、壱岐市の最重要施策であります。見直しの経過及び結果につきましては、9月定例会市議会の最終日の報告のとおり、現計画どおり進めてまいりたいと申し上げたところでございます。

平成20年度につきましては、焼却施設関連及び汚泥再生処理施設建設に向け、施設整備総合評価業務を発注しておりますが、10月24日臨時会において、入札公告に伴う一般廃棄物処理施設整備事業の債務負担行為議決をいただいたところでございます。一方、新施設建設予定地の芦辺町クリーンセンターの解体工事は、既に、上屋・煙突等を解体除去し、現在、地下部及び基礎杭の撤去を行っており、1月末の解体工事完了に向け、工事が進められております。また、現在、新施設建設予定地2カ所の造成工事の発注及び最終処分場の設計委託業務の発注を行うべく事務手続を進めております。

このように施設整備計画を進めている状況下、11月11日NPO法人生き壱岐住民ネットワーク代表、東幸博氏より、一般廃棄物処理場建設計画から灰融炉を除外するよう強く再考を求める申し入れ書が提出されたところでございます。その内容は「ごみ焼却後の灰の処理方法については、熔融処理でも埋め立てでもなく、セメントの材料としてリサイクル処理とすることにより、建設費及びその後の運転経費も節約すべき、そのためには強硬手段も辞さない」との内容であります。

一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、現在国の承認を得て、本年度は入札公告及び業者選定までを予定しておりますが、旧4町の焼却施設等の稼働期間は設置地域との約束があるため、今回の申入れによって計画が遅延することを大変懸念いたしております。

今回の申入れは、経済性を主とした申し入れと解釈しておりますが、本来一般廃棄物は廃棄物処理法にうたれておりますように「自分のところを出したごみは、自分のところで処理する、自区内処理が原則」でございます。廃棄物の処理は、経済性も考慮すべき要因ではございますが、まずは、自治体として責任ある廃棄物行政を推進していくことを、総合的に考えて判断すべく考えております。

そのためには、市民のへ廃棄物に対する課題をお知らせするとともに、廃棄物処理施設設置地

区の御意見を第一に尊重すべきと考えております。

廃棄物は毎日排出されるものであり、処理の停滞は地域社会全体の大問題であります。議会及び関係者の方々と十分に協議をしながら可及的速やかに市の方針を出していく所存でありますので御理解賜り、しばらくの時間をいただきたいと考えております。

建設について、（１）道路河川の整備について、でございますが、本年度の道路事業の発注状況は、補助事業２路線のうち、１路線の発注を準備しており、残る１路線については用地交渉中であります。起債事業については、１１路線のうち９路線を発注、残る２路線についても用地契約が整い次第発注できるように準備をしております。単独事業については、１７路線のうち１１路線について着工しており、残る６路線も工事発注の準備を鋭意進めております。郷ノ浦地区まちづくり交付金事業については、道路整備７路線のうち４路線を発注しており、残り３路線は地権者へ最終説明、用地契約事務を進めております。また、公園事業の亀岡公園については、公衆トイレの建設を予定しており、先般建設場所を決定しましたので、今後、発注の準備を進め、年度内完成を目指してまいります。河川事業については、２地区とも発注を終え、年度内完成の予定であります。急傾斜地崩壊対策事業についても、３地区の発注を終え、計画通り進捗しております。

本年６月中旬と７月上旬の梅雨前線豪雨による公共土木災害１０カ所については、１０月に発注を終え、年内完成に向け努力しております。また、８月中旬の豪雨による公共土木災害１１カ所と、両豪雨による公共災害に該当しない小災害復旧費の予算を今回計上しており、本議会で承認を得次第、発注をする予定であります。

教育について、（１）中学校規模の適正化について、でございますけれども、中学校の統廃合につきましては、壱岐市中学校規模適正化（統廃合）計画（案）のスケジュールに沿った取り組みを実施しております。既に、市内全戸に計画案の概要版を配付した上で、１０月３０日から１１月２８日まで期間中、計画案に対するパブリックコメントを実施いたしました。

また、ほぼ同じ時期に、中学生及びその保護者、小学生の保護者、中学校教職員を対象とした計画案に関するアンケート調査を実施いたしました。現在、その集計と分析を急いでいるところであります。今後はこの集計結果を十分踏まえた上で、平成２１年２月に実施予定の地区説明会に備えることとしております。

（２）大学入試センター試験の離島受験会場の設定について、でございます。長崎県では、毎年冬になりますと、離島の高校生達が大学入試センター試験を受験するため、試験日の二、三日前から本土へ渡り、大学近くのホテルで受験合宿体制に入る様子が報道され、本県の冬の風物詩の感さえ呈しておりました。しかし、このニュースの影で離島の受験生やその保護者達は、本土地区の受験生よりかなりの精神的、経済的あるいは肉体的な負担を強いられていたのが実情でござ

ざいます。

こうした同じ問題を抱える五島市、対馬市と連携して、センター試験の離島試験会場の設定について昨年から国及び県に要望いたしておりましたところ、今年度から実施の運びとなったところでございます。これにより、受験に要する経済的、精神的負担の軽減を図り、離島の子供達が島で育ったゆえの不公平感を払拭し、受験環境の公平さを確保することができるものと思っております。

医療、まず、(1) 壱岐市民病院について、申し上げます。①診療体制につきまして、現在の診療体制は、常勤医師11名の極めて厳しい体制になっており、常勤医師の不足分を非常勤医師で補っている状況でございます。常勤医師には、当直業務など結果として過重労働を強いており、その対策が急務であると考えております。

特に、整形外科につきましては、常勤医師1名で、1日平均70人の外来患者、30人の入院患者を診療し、加えて、手術・救急患者の対応など限度を超えた勤務状況になっており、その御苦勞に感謝すると同時に当該医師の体調面を大変心配しております。

整形外科医師の確保につきましては、市長就任後の5月に派遣先であります福岡大学整形外科の内藤教授との面談を取り付け、その後頻りに医局に足を運び、関係強化に努めてまいりました。その結果、来年4月から常勤医師1名体制を元の2名体制にさせていただけることになりました。内藤教授には、派遣できる医師が豊富ではない医局の状況にも関わらず、壱岐市民病院に対しての特段の御理解、御高配を賜ったことに感謝申し上げるとともに、派遣していただく医師の全面的なバックアップを行い、今以上の関係強化を図りたいと考えております。

内科医師の確保につきましても、腎臓内科医師を含めて、3名を確保すべく大学医局、県の関係機関、医師就職斡旋会社などを通じて、取り組んでいるところであります。腎臓内科の医師については、現在、医師就職斡旋会社の紹介で、壱岐市民病院への就職に関心のある専門医1名と勤務条件面についての提示・調整中でございます。

先日、市内の人工透析患者の1団体である壱岐腎働会から1万1,728名の住民の署名添えて「壱岐市民病院の人工透析治療の強化、拡充」についての陳情書を受けておりますが、陳情内容に答えるためには、まず常勤の専門医師の確保が第一であり、確保ができて初めてその議論ができると考えております。

次に、②経営状況についてでございます。平成20年度9月までの上半期の経営状況は前年度と比較して、医業収益は2,500万円の減収、医業費用は1,400万円の増加。合計3,900万円のマイナスとなっております。主な理由といたしましては、何よりも常勤医師不足によるところが大きいと考えております。収益については、人工透析患者数の増（現在15名でございます）や、特定健診開始による健診業務の拡大などによる増収要因はあるにしても、医

師不足により、前年度より縮小した外来患者数、入院患者数にならざるを得ない経営状況であります。

一方、費用については、常勤医師不足を非常勤医師で補うために、人件費である報酬の増加は避けられず、その分非効率的な経営になっております。また、重油などの燃料費節約に努力したにも関わらず、原油高騰により前年度より約300万円の増加となっております。今後なお一層の経費の節減に努めてまいります。

次に、③医師公舎の改築工事についてでございますけれども、本年度の事業計画である医師公舎改築工事につきましては、6棟の解体工事が10月末に完了し、11月11日に6棟のうち4棟について、建築工事等の入札を行い発注したところでございます。間取り等の見直し、新たな外構工事発生などにより予算不足が生じ、残り2棟については、本議会において補正予算を審議・採決していただきまして、年内に入札・発注したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

④産科医療補償制度の加入についてでございますけれども、産科医療補償制度は、市報にも掲載しておりますように、お産をしたときに何らかの理由で障害を抱えた赤ちゃんとその家族をサポートする新しい補償制度であり、来月からスタートいたします。壱岐市民病院も制度の趣旨にかんがみ、当院の産婦人科医師に対する医療訴訟等に対応するため、この制度に加入いたしました。

制度の概要は、1分娩につき3万円の保険料で、体重2,000g以上かつ妊娠33週以上のお産で重度の脳性小児麻痺になった場合は、総額3,000万円の補償金が支払われます。3万円の保険料については、健康保険法の改正により、出産一時金が現行の35万円から38万円になりますので、妊産婦の負担増にはなりません。本議会にこの産科医療補償制度の「保険掛金」の新設などに関する条例の一部改正について、提出いたしております。

次に、(2)かたばる病院についてでございます。かたばる病院は、高齢者等に対して質の高い医療の提供と保健・医療・福祉分野との連携による一体的なサービスに努めております。10月までの診療実績としましては1日平均患者数は、入院患者数が46.8人で満床状態であり、外来患者数は32.4人で計画に対して2.6人の増となっております。しかし、本年度の医療損失としましては、1億1,600万円が見込まれ、今年度までとなる国庫補助金と一般会計からの繰入金で補填することとなりました。

平成21年度からは国の補助がなくなるため、今後、市民病院との統合等を視野に入れた改革を進めなければならないと考えております。

消防救急について、申し上げます。平成20年1月から11月末日までの災害発生状況は、火災37件、救急1,361件、救助25件昨年同時期と比較しますと火災5件、救急108件の

増で、救助は2件の減でありました。これから年末年始にかけ、火災の発生しやすい時期となりますので、今後一層、市民の皆様への火災予防、啓発に活動に努めてまいります。

議案関係についてご説明いたします。

まず、(1) **補正予算について**。本議会に提出いたしております、補正予算案の予算の概要といたしましては、一般会計補正総額1億9,136万1,000円、各特別会計の補正総額2億1,939万3,000円となり、本定例会に提出いたしました補正の額の合計は、4億1,075万4,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、235億3,112万6,000円で、特別会計につきましては、106億8,389万9,000円となります。

次に、その他の議案についてでございますが、本日提出しました案件の概要は、条例の制定、改正に係る案件8件、予算案件9件、認定10件、その他5件でございます。詳しくは担当部課長から説明させていただきますが、何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降、市政の重要事項につきまして申し述べましたが、山積する行政課題に対応しながら行財政改革を推進し、財政の健全化に努めますとともに、明日に希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でございますので、委員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

[市長(白川 博一君) 降壇]

○議長(深見 忠生君) これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長(深見 忠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 認定第2号

○議長(深見 忠生君) 次に、日程第5、認定第2号平成19年度壱岐市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本案の審査は、厚生常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

[厚生常任委員長(近藤 団一君) 登壇]

○厚生常任委員長(近藤 団一君) 委員会の審査報告をいたします。

認定第2号平成19年度壱岐市病院事業会計決算認定について。

本委員会に付託された認定第2号平成19年度壱岐市病院事業会計決算認定については、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、壱岐市会議規則第103条の規定により報告をします。

委員会の意見を申し上げます。

壱岐市民病院の経営については、平成19年1月から経営アドバイザー（現在、病院事業管理監）を招聘され、医業収益の増加対策や委託料の見直し等の削減の経営改善に取り組まれている。この結果、昨年よりも医業収益は1億9,215万円の増収に対し、事業費用は3,251万円の増加になり、建物などの減価償却費等（2億7,650万円）を除いた事業収支では9,466万円の黒字経営となった。しかし、医業収益に対する給与費の割合は72.4%であり、健全経営の分岐点である55%より高くなっている。

看護職においては、旧国立病院出身と旧公立病院出身（同年代、同職）の間で、給与月額に最高9万7,400円の差が見られる。このことは旧国立病院出身の看護師の処遇（一旦退職して市に雇用）に起因するところもあるが、同一業務に従事しながらこの状態は常識的にも是正されるべきと考える。現在は市の職員として2つの病院間の人事異動も行われており、早急に給与構造の見直しに取り組まれない。

未収金の徴収対策にも積極的に取り組まれており、平成19年度は2,033万円の徴収実績が見られた。旧公立病院時代の古い未収金については、早急に調査し、不納欠損処理等により、さらに未収金の圧縮に努められたい。

以上で終わります。

○議長（深見 忠生君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について質疑することはできませんので、御参考までに申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、委員長報告に対する質疑を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから認定第2号平成19年度壱岐市病院事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報

告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第2号平成19年度壱岐市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6. 議案第110号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第6、議案第110号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、上程いたしております議案の説明については、担当部課長に説明させますので、よろしく願います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

〔病院管理部長（山内 義夫君） 登壇〕

○病院管理部長（山内 義夫君） 議案第110号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

議案第110号をお開きを願います。それでは説明をいたします。

第1条につきましては、壱岐市病院事業の補正（第3号）は次に定めるところによると、規定をいたしております。

第2条につきましては、以前定めておりました業務の予定量の補正について記載をいたしております。その壱岐市民病院事業の主要な建設事業といたしまして、医師公舎等々の工事費について2,550万円を追加いたしまして、1億4,666万円といたしております。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額の補正について定めております。こちらにつきましては第2款のかたばる病院事業の医療費用並びに予備費等々について200万円の増加、または200万円の減ということで、それぞれ記載をいたしております。

第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額についてのそれぞれ補正ということで記載をいたしております。具体的には次のページの、次の次のページで御説明を申し上げます。

2ページの第5条の分につきましては、起債の限度額の変更ということで出しております。限度額の6,060万円に2,550万円を足しまして8,610万円に改めるということで記載をいたしております。

第6条につきましては、当初予算の8条で定めた経費のところの、かたばる病院事業の職員給

与を300万円減にするということを記載いたしております。

続いて、4ページのほうをお開き願いたいと思います。4ページにつきましては、補正（第3号）の実施計画書でございます。資本的収入及び支出で収入につきましては、事業をするための必要なお金、病院事業企業債でございますけど、2,550万円を追加いたしまして1億760万円にするとしております。

支出の部につきましては、施設の整備事業費といたしまして2,550万円を追加いたしまして1億4,666万6,000円に工事費がなるということでございます。

これにつきましては市長の行政報告の中であつたと思っておりますけど、現在医師公舎の解体をいたしまして、そして6棟のうち4棟を入札いたしております。その中で今回につきましては、赴任中の先生の要望を可能な限り取り入れました。そこで2点ほど大きな予算が必要になるところが出てきました。と申しますのは、4月に赴任されました先生と設計図面を打ち合わせる過程で、1棟当たりの面積が当初より約19平米ふえました。当初が90平米でございましたけど、約108平米になっております。それと、隣接する私有地を駐車場として利用していただくところが出てまいりましたので、その工事費が特にふえてまいったということ、この2点が主なところでございます。医師の待遇改善と申しますか処遇改善のため、3月末までの工期のこともありますので、できれば早急な議決のほうをお願いしたいということで提案をいたしております。

続いて、5ページが資金計画書でございます。

そして、続いて6ページが予定貸借対照表でございます。こちらのほうについては資産の部、負債の部、それぞれ資産の部では建物が2,550万円が増になっております。7ページの資本の部、企業債が以前に比べて2,550万円がふえているということで、中の説明については割愛をさせていただきます。

続いて、9ページをお願いいたします。20年度のかたばる病院事業の補正予算（第3号）の実施計画書でございます。これにつきましては、かたばる病院事業費1の医業費用200万円の増でございます。内容につきましては、給与費が300万円を減額いたしまして2億8,063万5,000円でございます。300万円の減額の主な内容は賃金の減でございます。主には、産休とか育児休暇とか病休により減になってきたということで、減にいたしております。

3の経費が500万円の増の8,721万3,000円といたしております。これは修繕費の増加ということでございます。内容につきましては、レントゲン装置の修繕費367万5,000円が主な増加の理由でございます。

4の予備費につきましては、200万円を減額いたしまして126万5,000円ということでさせていただいております。

続いて、10ページからが資金計画書、給与費明細書、そして12ページが予定貸借対照表で

ございます。

よろしく御審議のほど、よろしくお願いたします。

以上で、御説明終わります。

〔病院管理部長（山内 義夫君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第110号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第110号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第110号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第90号～日程第37. 認定第12号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第7、議案第90号壱岐市行政区設置条例の制定についてから、日程第37、認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで31件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第90号壱岐市行政区設置条例の制定について御説明をいたします。

壱岐市行政区設置条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市行政の円滑な運営と行政能率の向上を図るため、行政区の設置について条例で定めるものでございます。

次のページをお開きをお願いいたします。条例の内容説明に入ります前に、現在の自治公民館の状況について少しかお話をさせていただきます。

現在、壱岐市の自治公民館の組織数は242団体でございます。その組織規模は最大で210戸、最小は6戸とさまざまでございます。しかしながら、人口の減少や高齢によります、いわゆる65歳以上の高齢者が50%以上の集落——限界集落と申しますが、これの発生とか、公民館への加入には強制力がないため、年々未加入者が増加しております。現在の未加入者は16.3%でございます。こうした公民館等の組織・運営に支障が出てきているということも現実の問題となっておりますでございます。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。

第1条につきましては、目的について記載をいたしております。市行政の円滑な運営と行政効率の向上を図るため行政区に関し必要な事項を定め、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的するといたしております。

第2条では、行政区の設置について記載をいたしております。今回提案の行政区は、市民の身近な行政サービスを提供するものとし、壱岐市の将来の自治の基本、まちづくりの役割を担うものでございます。

第3条、名称及び区域でございますが、行政区の名称は別表のとおりとし、その区域は規則で定めるといたしております。次のページ、別表第3条関係でございますけれども、ここではおおむね小学校校区を単位として、市内で17カ所を設けておるところでございます。

第4条では、区長及び区長代理の任命について規定をいたしております。行政区に区長及び区長代理を1名置くということでございます。

第5条では、任期について規定をいたしております。区長及び区長代理の任期は2年といたしております。

第6条では、所掌事務について（1）から（4）まで、それぞれ4項目掲げております。

第7条では、区長の責務について記載をいたしております。

第8条では、報酬についてでございますが、区長及び区長代理は壱岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところにより報酬を支給するといたしております。

次のページをお開き願います。第9条では、委託料について記載をいたしております。

第10条につきましては、補助金及び交付金について規定をいたしております。

附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第90号についての説明を終わらせていただきます。（撤回あり、61ページ）

〔総務部長（小山田省三君 降壇）

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、漁業担い手確保及びU・Iターン漁業就業者の受け入れ体制の確立のため、壱岐市漁業就業者住宅、漁民住宅の設置について条例で定めるものであります。これにつきましては、現在勝本漁協におきましてIターンの就業者が3名おられます。その中で現在船で寝泊まりをされておる方もおられます。そしてまた2名につきましては、漁民のほうで漁協を通じて確保要求をしてあるという状況でございます。

次のページの条例につきまして御説明をいたしたいと思っております。

第1条、設置につきまして。壱岐市における漁業就業者の減少及び漁業従事者の高齢の進行に伴い、U・Iターン漁業就業者の受け入れ体制の整備のため、壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅を設置するというところでございます。

第2条、名称及び位置でございますが、壱岐市勝本町西戸触141番地、それから142番地（訂正あり、64ページ）の2戸につきまして設置をするということでございます。これにつきましては附則のところでございますが、現在勝本町教職員宿舍の勝本宿舍として、現在の条例であるものにつきまして今回漁業就業者住宅として変更するものでございます。改修を要しますので、今回の補正予算で計上させていただいております。

第3条の委任でございますが、この条例に定めるもののほか、漁民住宅に関し必要な事項は規則で定めるということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第92号壱岐市行政組織条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、壱岐島の貴重な歴史遺産や豊かな自然など地域資源を活かした観光産業、商工業、物産流通等を推進するにおいて、総合的な施策の企画・立案及び総合調整を機動的・効率的に実施するため、市長事務部局の組織及び事務分掌を変更するものでございます。

次のページをお開きを願いたいと思いますが、その前にお手元に資料1「改正条例新旧対照表」というのをお渡しをしているかと思いますが、この対照表の1ページをお開き願いたいと思います。現行の9行目、「総務部」というのがございますけれども、この下に下線が抜けておりますので下線を入れていただきたいと思います。それから、改正案の同じく右のほうの「総務部」の下に下線を一本入れていただきたいと思います。

それでは、条例の内容等について御説明をいたします。壱岐市行政組織条例の一部を次のように改正する。第1条中、「総務部」を「壱岐島振興推進本部 総務部」に改めるものでございます。

第2条の表、総務部の項に次の1項を加える。壱岐島振興推進本部。(1)から(7)は推進本部の分掌事務について規定をいたしております。(7)の下でございますけれども、ここには推進本部を新設することによりまして、総務部・産業経済部の分掌事務が変更されるものでございまして、こういう書き方になるわけでございます。

附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第92号についての説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 議案第93号壱岐市税条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由といたしましては、市税の納期前納付報奨金につきまして、金融情勢の変化及び徴税コストの抑制を図るため、平成21年度市税の納付に係る分から廃止しようとするもので所定の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

壱岐市税条例の一部を改正する条例、壱岐市税条例の一部を次のように改正する。第42条第2項及び第3項は個人の市民税の納期前納付に係る報奨金の交付要件及びその額の算定についての定めで、これを削るものでございます。70条第2項第3項は固定資産税の納期前納付に係る報奨金の交付要件及び額の算定についての定めで、これを削るものであります。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第94号壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正について。

壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由でございますが、市税等の集合の税分に係る納期前納報奨金について、金融情勢の変化及び徴税コストの抑制を図るため、平成21年度市税等の納付に係る分から廃止しようとするもので所用の改正を行うものであります。

次のページをお願いします。壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例。

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。5条第2項及び第3項は、個人の市県民税、固定資産税、国民健康保険税の集合の税分に係る納期前納付報奨金の交付要件及びその額の算定についての定めで、これを削るものであります。附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第95号壱岐市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、長崎県屋外広告物許認可事務の権限譲渡に伴い所用の改正を行うものでございます。なお、今回、県下11市町が権限譲渡の対象になっております。それと、区域といたしましては都市計画区域が対象になりますので、今回は旧武生水地区が対象になります。

次ページをお開きいただきたいと思いますが、それと議案関係資料の8ページをお開きいただきたいと思いますが、新旧対照表を記載いたしておりますが、現行44号に手数料の1枚につき350円というものがございまして、今回は44号を45号に改め、44号に改正案であります地上広告物及び屋上広告物の0.5平方メートル未満120円、最大として50平方メートル以上が1万1,450円、そして立て看板1個につき220円までを追加改正し、物件の設置の許可、期間の更新の許可の事務を行うものとなるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというので、新旧対照表は8ページから10ページまでに記載いたしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内病院管理部長。

〔病院管理部長（山内 義夫君） 登壇〕

○病院管理部長（山内 義夫君） 議案第96号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

説明に入る前に、訂正のお願いが1点ございます。「14万」のあとにかぎ括弧閉じりが漏れ

ておりましたので、記入をお願いいたします。

提案理由といたしましては、「分娩料」並びに「帝王切開手術分娩介助料」について、県内各医療機関と比較をいたしまして格差が大きいということで、是正を必要といたしております。及び「産科医療補償保険掛金」については、産科医療補償保険制度の創設に伴いまして、出産育児一時金とその保険料掛け金分が引き上げられることによりまして所用の改正を行うものとしております。

次のページをお願いいたします。別表第1の1についてでございます。13万円を16万円に改めるということは分娩料でございます。また、11万円を14万円に改めるということにつきましては、帝王切開の手術の介助料でございます。また、8といたしまして1項目を追加をいたしておりますのは、産科医療補償保険の掛け金3万円が追加ということで今回提案をいたしております。

また、この条例につきましては、来年の1月1日から施行ということで出しております。

なお、議案関係の新旧対照表は13ページと14ページに具体的に載せておりますので、御参照のほうよろしくをお願いいたします。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔病院管理部長（山内 義夫君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 白石教育次長。

〔教育次長（白石 廣信君） 登壇〕

○教育次長（白石 廣信君） 議案第97号壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止について御説明いたします。

壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、一支国博物館開館に伴う壱岐市文化財施設の整理により、壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」を閉館するため、条例を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例を廃止する条例。壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例（平成16年壱岐市条例第235号）は廃止する。附則、この条例は平成21年1月1日から施行する。

以上で、議案第97号の説明を終わらせていただきます。

〔教育次長（白石 廣信君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第98号公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について

御説明をいたします。

地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき長崎県との協議により、壱岐市と長崎県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する。第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、壱岐市の公平委員会事務につきましては、長崎県に合併後5年の期間、平成16年3月1日から平成21年2月28日までの事務を委託をいたしております。

壱岐市におきましては、長崎県への事務委託期間終了後に、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市及び長崎県市町村総合事務組合の6団体で公平委員会を共同設置することで協議検討を行いましたところ、共同設置日を平成21年4月1日とすることになりました。そのため、長崎県との公平委員会事務委託期間を平成21年3月31日まで延長する必要が生じたため、今回提案するものでございます。

次のページをお開きをお願いします。ここでは壱岐市と長崎県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を、次のように改正するものでございます。第2条中5年間を平成21年3月31日まで、委託期間を1カ月間延長するものでございます。

附則でございますが、この規約は平成21年1月5日から適用するといたしております。

以上で、議案第98号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第99号普通財産の無償及び減額貸付について御説明をいたします。

次のとおり、普通財産（土地及び建物）を無償及び減額貸付するものとする。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第237条第2項及び地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。237条第2項につきましては、これは財産の管理及び処分の規定でございます。

次のページをお開きをお願いしたいと思います。この件につきましては、冒頭市長の行政報告の中にもございましたとおりでございますが、まず、土地の所在でございますが、（1）所在地は壱岐市郷ノ浦町田中触1211番地7。（2）地目は宅地でございます。（3）貸付面積は3,532.86平米。

2、建物の所在でございますが、所在地は壱岐市郷ノ浦町田中触1211番地7。構造でございますけれども、鉄骨スレート葺平屋建てでございます。貸付面積は2,152.30平米。

3、貸付の目的でございますけれども、誘致企業用地でございます。

4、貸付の方法。土地建物賃貸者契約、減額貸付によるものといたしております。

5、貸付の期間でございますけれども、平成20年12月1日から平成22年3月31日まで。1年4カ月につきましては無償で貸し付ける。平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間については、貸付金の3分の2を減額し、10万円といたしております。平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間につきましては、貸付金の2分の1を減額し、15万円といたしております。貸し付けの相手方でございますが、株式会社壱岐工芸代表取締役、長峰寛治氏でございます。

以上で、議案第99号について説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第100号字の区域の変更についての更正について御説明申し上げます。

平成20年6月19日、壱岐市議会議決の第59号字の区域の変更について、次のように更正したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求める。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、土地改良事業里地棚田保全整備事業による山水地区圃場整備の実施に伴い、区画の変更になり従前の方法によっては字の境界が判然としなくなったため、字の区域を一部変更するものである。なお、議決後に編入する区域について表現の誤りがあることが判明したため、更正するものでございます。これにつきましては、議案のとおり6月議会で議決を受けまして、県の市町村振興課に提出をしたところでございますが、字句の誤りがございまして返戻を受けましたものですから、再度議決をお願いするところでございます。

次ページをお開きください。上段が6月議会でございます。下段が今回お願いをするところでございます。左に編入する区域の中で、字明後坂「1068の3の全部」というのと「1069の7の全部」というのを、今回の提案では「全部」を削除したいと思っております。

それから、次の図面を見ていただきたいと思いますと思っておりますが、道路のところの表現で不備がございました。1068の2という筆がございまして、その左下のところに赤道と接しているところの表現が落ちてたということで、これを今回記入するということでございます。並びに、「1068の2に隣接する道路である私有地の全部」というのを今回追加するということでございます。

本当にこういうミスを起こしまして申しわけございませんでした。今後注意したいと思っております。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第101号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定する。本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、旧県道敷の引き渡しによるものでございまして、道路法第93条に基づく不用物件の引き渡しということでございます。これは県道改良に伴いまして、旧県道敷を市が管理する協定を県と結んでおる物件でございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。認定路線調書。路線番号33号鶴亀中央線でございますが、県道勝本石田線、安国寺上に、改良済みの道路がありまして、溜池の横に旧道が残っております。164メートルでございます。

続きまして、路線番号6,220号月読線、これは県道国分箱崎線、月読神社入り口付近に旧道が残っておりますが、89メートル。

路線番号6,221号原の辻線、県道勝本石田線、展示館から壱岐産業の鉄工所までの間が対象になりまして、729.3メートル。

路線番号6,223号帯岳線、これは県道湯ノ本芦辺町線、中野郷本村公民館付近になりますが、124.4メートルでございます。

次のページに位置図を記載いたしております。それから、次のページから資料で4路線を書いておりますが、青色のところは県道の改修地で、赤の部分が今回認定の承認をいただく路線を書いております。ここに、路線名と延長を書いております。どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は13時といたします。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 議案第102号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に1億9,136万1,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を235億3,112万6,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為の補正」により説明をいたします。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明をいたします。本日の提出でございます。

6ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正、1追加、事項、一支国博物館管理委託料事業費2億5,839万4,000円。期間、平成21年度から平成25年度、限度額2億5,612万6,000円。

50ページをお開き願います。債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書を付けています。一支国博物館の管理委託料、債務負担行為の限度額2億5,612万6,000円、期間が平成21年度から平成25年度。金額、2億5,612万6,000円。財源内訳といたしまして、国県支出金で1億2,806万3,000円、一般財源が1億2,806万3,000円で、ございます。

7ページにお戻りください。第3表地方債補正でございます。1変更、起債の目的、一般公共事業債、漁業集落環境整備事業の増加によりまして、110万円を追加し、限度額を、1億6,140万円とするものでございます。

次に、辺地対策事業債でございます。郷ノ浦機動分団格納庫用地の購入の増及び漁集の減額によりまして320万円を追加し、限度額を2億610万円。

過疎対策事業債。公共下水道事業の減額によりまして、1,320万円を減額し、限度額を6億4,150万円。

次の8ページをお願いします。

合併特例事業債でございます。新郷ノ浦港線の県道事業費の負担金の増加によりまして、190万円を追加し、限度額を19億5,330万円。

災害復旧事業債、事業費の追加によりまして、2,080万円を追加し、限度額を3,320万円とするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

2、歳入でございます。9款地方特例交付金、3項地方税等減収補てん臨時交付金、これは、道路特定財源の本年4月分の暫定税率失効に伴う減収額の補てん措置として、本年度創設されております。390万9,000円。

次に、10款地方交付税。本年度の普通交付税の決定額が91億3,267万1,000円で、その未計上分を追加計上いたしております。

次に、12款分担金及び負担金でございます。農地等災害復旧費の受益者の分担金505万

8,000円追加をいたしております。

14款国庫支出金公共土木災害復旧費の負担金5,271万6,000円を追加いたしております。

続きまして、14ページをお開き願います。15款県支出金でございます。2項県補助金、3目衛生費県補助金では、妊婦検診の超音波検査事業補助金ならびに、新生児聴覚検査推進事業補助金といたしまして、新規事業で、母子保健事業で今年から県が新たに助成をされるものがございます。

次に、4目農林水産業費補助金でございますが、事業費の確定による増減及び追加を計上いたしております。

7目災害復旧費県補助金、農地災害ならびに施設災害の追加分を計上いたしております。

次に、17ページをお開き願います。20款諸収入でございます。雑入で403万6,000円計上いたしております。これは、壱岐土地改良区の事務所の建物共済保険の満期でございまして、15年満期で、400万円の満期奨励金を受け取ります。

続きまして、21款市債につきましては、先ほど説明のとおりでございますが、補正額1,380万円で市債の合計額が38億2,720万円でございます。

次に、18ページをお願いいたします。3、歳出でございます。お手元に、資料の2、平成20年度の12月補正予算の主要事業をお渡しいたしております。2ページ、3ページに記載をいたしておりますが、これをあわせてご覧いただきたいと思っております。

今回の補正で、全般的に、9月補正後の職員の異動によります人件費の増減分を、それぞれ各項目に計上いたしております。

それではまず、2款総務費の6目企画費。8節報償費といたしまして、謝礼金5,700円の5人の6回、17万1,000円を計上いたしております。これは、現在、島外に勤務をし土日祝祭日等帰郷をしてある方々と定住または通勤対策等の意見交換を実施し、通勤圏構想を構築するものがございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。3項民生費、10項社会福祉費1目社会福祉総務費では、18節備品購入ならびに20節扶助費でそれぞれ追加いたしております。これは、障害者自立支援対策臨時特例補助金を受けまして、子供センターの備品購入並びに扶助費におきましては事業所が重度障害者に対し、適切な支援を行う観点から、当該支援に対して47万5,000円を助成するものがございます。

次に、3目老人福祉、20節扶助費では、老人ホーム措置といたしまして、169万7,000円の追加をいたしております。これは、市外施設に、入所をしてある方の増加によるものがございます。

5目介護保険事業費でございます。28節繰り出し金で、介護保険事業特別会計の繰り出し金といたしまして保険事業勘定に、要介護認定システムの改修事業費の2分の1、342万9,000円を、介護事業勘定に、燃料費33万6,000円をそれぞれ追加いたしております。

22ページをお願いします。2項児童福祉費、4目保育所費、13節委託料でございます。保育園児、入所委託料の追加、これは壱岐保育所に入所の委託をいたしてございまして、入所区分並びに単価の改定による追加分でございます。

4款衛生費、28節繰出金は、簡易水道事特別会計へ水道使用料の減額に対する408万5,000円と、布設替えの340万円。あわせまして、820万5,000円を追加いたしております。

24ページをお願いします。2項清掃費で、19節負担金、生ゴミ処理機購入費の助成、購入費の3分の1助成25万円。新規でございます。

塵芥処理費でございます。15節工事請負費では、石田環境美化リサイクルセンターの焼却灰、搬出コンベアーチェーンの修理工事ということで、130万円。し尿処理施設の15節工事請負費につきましては、郷ノ浦浄化センターのオゾン発生器の整備工事をそれぞれ計上いたしております。

27ページをお開き願います。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。19節負担金補助及び交付金で、集落営農担い手支援事業といたしまして、これは、5つの生産組合と農協に対する助成でございまして。事業内容の変更によりまして1,657万4,000円減額いたしております。

またその下の、土地利用型農業定着促進事業費でございます。これは、事業不採択による減額346万3,000円です。

次に、畜産業費でございます。畜産業費の13節委託料でへい獣処理場整備、芦辺の1号埋葬地を整備するもので、115万9,000円を計上いたしております。

また、19節負担金補助及び交付金で肉用牛経営活力アップ事業、繁殖牛舎の建設事業費の増加によるもので11万8,000円を追加いたしております。

また、その下の肉用牛増頭推進プロジェクト事業でございますが、これも、飼育牛舎の建設費の増額による追加を計上いたしております。

次に、5目農地費でございます。13節委託料、測量業務でございます。農免道路の立石地区の事業計画書の作成業務といたしまして、684万5,000円。

それから15節工事請負費でございますが、ふるさと農道整備事業で測量設計、土地購入費を減額をいたしまして工事費に269万2,000円を追加いたしております。

その下の、土地改良施設維持適正化事業費でございます。設計委託事務費を減額いたしまして、

建築工事費121万3,000円を追加いたしております。

次ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金でございます。土地改良区経常経費といたしまして、壱岐土地改良区、郷ノ浦東部土地改良区、芦辺土地改良区、3改良区の畑総改良地帯でございますが、572万2,000円追加をいたしております。

2項林業費でございます。林業振興費で松くい虫特別伐倒駆除。これは補助事業で300立方メートル、単独で妻ヶ島400立方メートル、631万8,000円を追加しております。

次に、水産業費でございます。水産業振興費、11節需要費でございます。先ほど議案で説明がありました。漁業者就業用住宅として利用するための改修でございます。修繕料、教職員住宅の改修で、107万1,000円。

31ページをお開き願います。5目漁業集落環境整備事業でございます。15節工事請負費、漁業集落環境整備工事といたしまして、排水路の整備工延長35メートル355万2,000円を追加いたしております。

33ページをお開き願います。7款土木費、2目道路橋梁費でございます。11節需要費、修繕料といたしまして、舗装、排水路施設等の修繕料1,300万円を追加いたしております。

また、15節工事請負費におきましては、市道維持補修工事といたしまして、市道平川線の舗装工を300メートル、120万円を追加いたしております。

次に、3目道路橋梁新設改良費でございます。これは補助事業費、単独起債事業のそれぞれの増減により、事業費調整をさせていただいております。

また、19節負担金補助及び交付金におきましては、県営道路整備事業費の県営分の負担金といたしまして、事業費1,000万円の15%で150万円を計上いたしております。

次に、3項の河川費でございます。河川総務費、15節工事請負費700万円。河川改修工事といたしまして、これは単独事業で柳田地区の排水工事分を計上いたしております。

次に、34ページをお開き願います。都市計画費でございます。2目街路事業費の中の19節負担金、県営街路事業の負担金といたしまして、新郷ノ浦湾線の事業費の20%でございまして、200万円を計上いたしております。

次の、3目公園費、11節需要費、修繕料といたしまして、弁天崎公園の展望台の修理200万円を計上いたしております。

36ページをお願いいたします。8款消防費、1項消防費でございます。3目消防施設費で、17節公有財産購入費、郷ノ浦地区の機動分団格納庫建設用地の購入といたしまして、土地購入費500万円、191.43平方メートルの購入でございます。

4目防災費でございます。19節負担金で防災行政無線の電波利用料でございます。

本年10月に電波利用料の改正がありまして、85万7,000円を追加いたしております。

38ページをお願いいたします。9款教育費におきましては、小学校、中学校、幼稚園それから、保健体育費及び学校給食費におきまして光熱費の不足額をそれぞれ今回補正いたしております。

40ページをお開きねがいます。5項社会教育費、4目公民館費でございます。13節委託料で建築物定期調査105万円。建築設備定期調査79万円。これは、建築基準法で多数のものが利用する特注建物は、定期報告が必要となりまして、今回補正をお願いしているところでございます。この特殊建物といたしましては、郷ノ浦の文化センター、勝本の中央公民館、それと西部センター、芦辺の離島センター、石田の農村改善センターの5施設でございます。

6目文化財保護費でございます。13節委託料、施設管理業務といたしまして、一支国博物館指定管理業務、開館準備経費といたしまして、1月から3月まで3カ月分。226万8,000円を計上いたしております。

42ページをお願いします。10款災害復旧費でございます。1項農林水産災害復旧費及び2項の公共土木施設災害復旧費におきましては、20年度の復旧諸経費を計上いたしております。

47ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。1特別職、長等で比較のところでは11万円の減となっております。これは職員の処分に伴います、市長、副市長の減給によるものでございます。

48ページをお願いします。一般職員でございます。

10月以降の職員の異動に伴う、増減でございます、49ページに増減理由は記載のとおりでございます。

52ページをお願いいたします。地方債の当該年度末における現在高の見込に関する調書でございます。当該年度中の起債の見込額が、49億400万円、当該年度中の元金償還見込額が、32億6,943万2,000円当該年度末の現在高の見込額が278億4,687万9,000円でございます。

以上で、議案第102号一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内保健環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 議案第103号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。平成20年度壱岐市の健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,450万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,794万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。本日提出でございます。

提案の主な理由でございますけれども、上半期分について、保険税それから医療費等の見込が出たことによりまして、所要の補正をするものでございます。なお、財源といたしましては、財政調整基金の繰り入れを充てております。

次のページ、2ページから3ページは「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

次に、5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

次に、8ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明いたします。

1款国民健康保険税について、9月末の調定により、1目一般被保険者分を4,469万6,000円減額、それから2目退職被保険者分を382万7,000円増額、差し引き4,086万9,000円を減額しております。この主な理由といたしましては、所得割にかかる国保税が見込みより少なかったということが考えられます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金について、変更交付決定により、療養給付等負担金はそれぞれ増減いたしまして、2億1,187万円を増額しております。

同じく4款2項国庫補助金について、1目普通調整交付金2,522万円、医療費の増加に伴い増額、それから2目高齢者医療制度円滑化運営事業費補助金100万円を増額し、合わせて2,620万円の増額となっております。

5款県支出金でございますけれども、財政調整交付金といたしまして、3,860万円の増額となっております。

10ページをお願いいたします。6款療養給付費交付金でございますけれども、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費交付金を881万5,000円減額しております。

次、10款でございますけれども、繰り入れ金について、国の医療制度改革による、医療費高騰のために、財政調整基金から2,000万円を繰り入れることにいたしております。なお、前年度末の基金積み立て額は約6億5,000万円となっております。

11款繰越金については、前年度繰越金残高の全額455万9,000円を計上していただいております。

12款諸収入につきましては、第3者行為等、納付金等の雑入といたしまして、291万5,000円を計上いただいております。

12ページをお開き願います。歳出補正予算について御説明いたします。

1款総務費については、制度改革に伴う電算システムの改修費でございます、100万円を計上いただいております。

それから、2款保険給付費、1項療養諸費及び2項高額療養費については、いずれも3月診療分から8月診療分の実績に基づきまして、それぞれ増減をいたしております。1項療養諸費では、一般分の療養給付費を2億2,000万円を増額いたしまして、それから退職者分につきましては、3,000万円の減額、退職分の療養費は50万円の増額となっております。

2項高額療養諸費については、一般分6,000万円、退職分300万円、合計6,300万円の増額となっております。この主な原因といたしましては、65歳以上の、退職被保険者が、一般被保険者へ移行したことや、それから一部負担金増の凍結等への、1割から2割ということになりますけれども、これらによりまして、増になり、制度の改正によるものが主でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、5款老人保険拠出金、次の14ページの6款介護納付金でございますけれども、いずれも国、県の歳入に伴いまして、それぞれ所要の財源調整をいたしております。

以上で、議案第103号についての説明を終わります。

引き続きまして、議案第104号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。平成20年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,036万5,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,939万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。本日付提出でございます。

提案の主な理由でございますけれども、要介護認定の電算システムを改修しなければならないというところに伴うものでございます。

次のページをお開きください。2ページから3ページにつきましては、保険事業勘定の第1表歳入歳出予算補正でございます。

4ページから5ページはサービス事業勘定の「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

次に7ページから9ページでございます。保険事業勘定の歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

次に10ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明いたします。3款国庫支出金といたしまして、歳出に伴う分として、要介護認定モデル事業費の2分の1の342万8,000円、それから7款繰り入れ金として同じく2分の1の342万9,000円を一般会計繰り入れ金とし

て計上いたしております。

12ページをお願いいたします。歳出補正予算について御説明をいたします。

1款総務費、3款介護認定審査会費について、制度の改正に伴う要介護認定システム改修業務といたしまして、685万7,000円計上いたしております。

15ページから17ページでございますけれども、介護サービス事業勘定の歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

18ページをお願いいたします。歳入予算補正について御説明いたします。

2款繰り入れ金について歳出に見合う分として33万6,000円を一般会計繰り入れ金として計上いたしております。

20ページをお願いいたします。歳出補正予算について御説明をいたします。

1款総務費といたしまして、公用車燃料費の不足分33万6,000円を追加して計上いたしております。

以上で、議案第104号についての説明を終わります。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第105号平成20年度老岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成20年度老岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出それぞれ12億7,555万円とする。

2、歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

2ページ、3ページが第1表の歳入歳出予算補正を計上いたしております。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

2歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料で、600万円の減額。これは、給水量の減額によるものであります。

4款繰り入れ金、1項一般会計繰り入れ金820万5,000円の増額は老朽化した水道管施設の敷設替え工事のための繰り入れをお願いいたしております。

それから、6款諸収入、2項雑入30万円の増は、県道改良に伴う補償金を計上いたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。3歳出、1款総務費1項総務管理費で、工事請負費で750万円の増額は、国道、県道の改良に伴う施設改修工事の分でござい

ます。それから、水道管布設替え工事は、堆肥センター、門野田線の改修による工事のためでございます。

それから、水道管布設替補償事業費は、中野郷地区の県道改良の水道管布設替え工事費を計上させていただきます。

2 款敷設整備費、1 項簡易水道施設整備費、2 0 0 万円の減額は湯ノ本浦、石田地区の事業量の減によるものであります。

以上で、議案1 0 5号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第1 0 6号平成2 0年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

平成2 0年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出それぞれ6, 0 4 6万2, 0 0 0円を減額し、歳入歳出それぞれ5億1, 3 9 1万7, 0 0 0円とする。2、歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第2表地方債補正」による。本日の提出でございます。

2 ページ3 ページが、歳入歳出予算補正を記載いたしております。

4 ページをお願いいたします。第2表地方債の補正、1 変更、補正前9, 5 9 0万円、補正後8, 0 9 0万円。1, 5 0 0万円の減額は、事業費の減額によるものでございます。

続きまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2 歳入、3 款国庫支出金、1 目土木費補助金2, 9 4 0万円の減額は、公共下水道工事の管工事が完了するため、入札差金によるものでございます。

4 款県支出金、1 項県補助金2 2 2万円の減額は漁業集落環境整備事業の事業費組み替えによる減を計上いたしております。

5 款繰り入れ金、1 項一般会計繰り入れ金では、1, 8 1 4万8, 0 0 0円の減額、これは公共下水道及び漁業集落環境整備事業の事業費の減額によるものであります。

8 款市債、1 項市債は公共下水道事業が1, 3 3 0万円の減額、漁業集落環境整備事業が1 7 0万円の減額、合計1, 5 0 0万円の減額でございます。

1 0 ページ1 1 ページをお願いいたします。

3 歳出、1 款下水道事業費、2 目施設管理費1 9 万7, 0 0 0円は、委託料として汚泥回収の運搬業務並びに機械の借り上げ料を計上しております。

1 款下水道事業費、2 項施設整備費、1 5 工事請負費で5, 6 7 4万2, 0 0 0円の減額。污水管施設替え工事の入札差金によるものであります。

2 款漁業集落排水整備事業費、1 項管理費、20 万円の増額は、新設の公共枘設置工事で2カ所分でございます。

2 款漁業集落排水整備事業費、2 項施設整備費の工事請負353万9,000円の減額は、漁業集落環境整備事業の事業費の減額によるものであります。

以上で、議案106号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内保険環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 議案第107号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

平成20年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,825万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

提案の主な理由でございますけれども、後期高齢者電算システム改修に伴うものでございます。

2ページから3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

8ページをお願いいたします。歳入予算補正について御説明をいたします。7款国庫支出金について歳出に伴う分として国庫補助金を173万円計上いたしております。

10ページをお願いいたします。歳出補正予算について御説明をいたします。1款総務費でございますけれども、制度改革に伴う電算システム——プログラムでございますけれども、改修費といたしまして委託料を歳入と同額の173万円を計上いたしております。

以上で、議案第107号についての説明を終わります。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第108号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

予算書の1ページをお開きをお願いいたします。

平成20年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,113万8,000円とする。以下、掲載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。歳入予算補正について御説明をいたします。歳入財源として一般会計繰入金258万5,000円計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きを願います。歳出予算補正について説明をいたします。1款運航費1項運航管理費、2目業務管理費でございますけれども、需用費として燃料費の高騰によりまして予算不足を生じておりますので、258万5,000円追加計上をさせていただいております。

以上で、議案第108号につきましての説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第109号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

1ページをお開きください。平成20年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに1,014万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,404万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日提出でございます。

2ページ、3ページは、歳入歳出予算補正でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入繰越金1,014万7,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

10ページ、11ページをお開きください。11節需用費700万円、うち燃料費500万円、修繕料150万円、消耗品50万円でございます。燃料費につきましては、燃料費の高騰並びに事業規模拡大により予算不足を生じております。2款の基金積立金、減価償却基金積立金に311万4,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、議案109号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第111号壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。本日の提出でございます。

記、1、指定管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、壱岐市立一支国博物館、壱岐市芦辺町深江鶴亀触515番地1。2、指定管理者となる団体、住所、東京都港区台場2丁目3番4号。名称は株式会社乃村工藝社。代表取締役社長渡辺勝氏でございます。3、指定の期間、平成21年1月1日から平成26年3月31日まで。5年3カ月でございます。

提案理由でございますけれども、壱岐市立一支国博物館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本議案の提出に伴いまして、一般会計補正予算第5号におきまして、債務負担行為を設定させていただいております。内容は財政課長が説明したとおりでございます。

以上で、議案第111号についての説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時51分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 認定第3号平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について。

平成19年度壱岐市一般会計決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書1ページをお開き願います。平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算書、歳入合計219億3,119万2,425円、歳出合計213億7,428万1,707円、歳入歳出差し引き残高5億5,691万718円。

決算内容につきましては、2ページ以降のとおりでございます。

142ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。3、歳入歳出差し引き額5億5,691万円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額1億2,708万2,000円。5、実質収支額4億2,982万8,000円。

次に、財産に関する調書でございます。最後のページになります。お開き願います。財産に関する調書、1から固有財産、物品、債権、基金について記載をいたしております。19年度中の増減を記載いたしております。

7ページをお開き願います。4、基金、一般会計決算年度末現在高45億556万9,000円。特別会計12億3,638万6,000円。一般会計と特別会計の合計でございますが、前年度末の現在高が61億9,771万4,000円、決算年度中の増減額4億5,575万9,000円の減でございます。決算年度末の現在高が57億4,195万5,000円でございます。定額預金につきましては、記載のとおりでございます。

次に、資料3でお配りをいたしております各会計の決算概要をお渡しいたしておりますので、後もってご覧願いたいと思います。

以上で、説明を終わります。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山内保健環境部長。

〔保健環境部長（山内 達君） 登壇〕

○保健環境部長（山内 達君） 認定第4号平成19年度老崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成19年度老崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをお開きください。国民健康保険事業勘定でございますが、歳入合計46億2,919万7,294円、歳出合計46億1,441万6,265円、歳入歳出差し引き残額1,478万1,029円でございます。直営診療施設勘定でございますが、歳入合計が1億8,070万3,254円、歳出合計1億8,035万1,280円、差し引き残額35万1,974円となっております。

12ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書事業勘定でございますが、歳入について1款1項における国民健康保険税の決算の状況は、掲載のとおりでございます。国保税の収納率は、現年度分については医療分、介護分を合わせまして95.28%となり、前年度は95.37%であり、比較すると0.09%のマイナスでございました。それから、滞納繰越分についてでございますけれども、現年度8.99%、18年度が7.88%でございまして、1.11%のプラスとなっております。滞納の累積額でございますけれども、3億1,928万6,396円でございます。

なお、28件、903万8,720円の不納欠損処分を行っております。

歳出についてでございますけれども、24ページをお開き願います。2款1項の1目から4目

まで療養給付費、療養費及び26ページの2項高額療養費、3項医療諸費の支出済み額の合計は29億1,621万3,716円となりまして、1人当たりの総医療費は18年度に比べまして一般が5.8%、退職は12.3%伸びております。

26ページでございますけれども、4項の出産育児諸費について74件、5項の葬祭諸費については299件の給付件数となっております。

34ページをお願いいたします。実質収支に関する調書は掲載のとおりでございます。

それから、40ページをお開き願います。19年度から開設者は市長で管理者が医師となりまして公設民営で勝本・湯ノ本両診療所に係る経費でございます。

以上で、認定第4号についての説明を終わらせていただきます。

次に、認定第5号平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをご覧ください。歳入の合計でございますけれども、38億5,280万4,764円、歳出でございますけれども、38億5,280万4,764円の同額で差し引きゼロでございます。

6ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細でございますけれども、歳入については1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金、4款繰入金ともにルールに基づいた収入済みとなっております。

10ページをお願いいたします。歳出について御説明をいたします。2款医療諸費は1目医療給付費、2目医療費支給費の合計が38億461万905円となっており、総医療費で見ますと41億9,000万円で、19年度の受給者数が5,294人になりますので、1人当たりの医療費は79万1,696円となります。これについては県下23保険者中20番目の金額でございます、前年比マイナス0.73となっております。

以上で、認定第5号についての説明を終わらせていただきます。

認定第6号壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

1ページをお願いいたします。介護保険事業勘定でございますが、歳入合計26億2,369万4,215円、歳出合計25億5,029万6,968円、差し引き残でございますけれども、7,339万7,247円でございます。介護サービス事業勘定でございますが、歳入合計3,758万8,022円、歳出が同額でございますして差し引きゼロとなっております。

次に、10ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書について御説明をいたします。

歳入の1款1項の介護保険料について、調定額、収入済み額は記載のとおりでございます。それから徴収率でございますけれども現年度が99.24%、それから滞納繰越分が15.73%ございまして、いずれも年金から差し引くことのできない普通徴収分の収納率の低下が滞納のふえた要素となっております。滞納の累積額でございますけれども、1,464万9,520円で、毎年増加をいたしております。

18ページをお願いいたします。歳出の2款の介護給付費の支出済み額は24億9,429万325円で、昨年度に比べて3.3の伸びとなっております。増加の主な理由でございますけれども、通所介護、それから通所リハビリの利用者の増加に伴うものでございます。

それから、26ページをお願いいたします。この介護サービス事業勘定の決算は地域包括支援センターの設置による介護予防ケアプラン作成に係るものでございまして、歳入は1款のプラン作成が主でございます。

28ページ、歳出は1款、2款ともそれに伴う嘱託及び派遣職員の人件費となっております。

以上で、認定第6号についての説明を終わります。

〔保健環境部長（山内 達君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 認定第7号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

先ほどの後のページをお開きいただきたいと思っております。

平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を得るものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計11億7,760万9,390円、歳出合計11億7,169万210円、歳入歳出差し引き残額591万9,180円。

続きまして、2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額合計11億9,003万3,000円、収入済み額11億7,760万9,390円、不納欠損額22万3,580円でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額合計11億9,003万3,000円、支出済み額11億7,169万210円、翌年度繰り越しが637万3,500円でございます。

続きまして、歳入の部で使用料を申し上げます。6ページ、7ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1項使用料で現年度分が調定額が4億2,722万4,750円、収入済

み額が4億2,171万3,480円、収納率といたしまして98.71%でございます。

2、滞納繰越分、調定額3,239万7,210円、収入済み額411万6,736円、収納率といたしまして12.71%でございます。

なお、先ほど申し上げました不納欠損の22万3,580円は7名の分でございます。

後、歳入歳出明細につきましては6ページから9ページに、歳出明細書を10ページから15ページに記載いたしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1、歳入合計11億7,760万9,000円、2、歳出総額11億7,169万円、3、歳入歳出差し引き額591万9,000円、4、翌年度へ繰り越しすべき財源、明許繰越額が257万3,000円でございます。5、実質収支額334万6,000円でございます。

以上で、認定7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第8号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認を得るものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお願いいたします。平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計11億5,811万617円、歳出合計11億5,380万2,924円、歳入歳出差し引き残額430万7,693円でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入の部でございますが、予算現額合計12億6,609万4,000円、収入済み額11億5,811万617円でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いをいたします。歳出でございますが、予算現額合計12億6,609万4,000円、支出済み額合計11億5,380万2,924円、翌年度繰越額が1億733万円でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入の部で2款使用料及び手数料1項使用料で現年度分が調定額が2,038万1,660円、収入済み額が2,009万800円、収納率といたしまして98.57%でございます。滞納繰越分で調定額が128万5,160円、収入済み額が8,760円、0.68%でございます。

以下、歳入明細書を6ページから9ページに、歳出の明細書を10ページから17ページに記載をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、18ページをお願いいたします。実質収支に関する調書、1、歳入総額11億5,811万円、2、歳出総額11億5,380万3,000円、3、歳入歳出差し引き額430万7,000円、4、翌年度へ繰り越す財源は今回はございません。5、実質収支額

430万7,000円でございます。

以上で、認定8号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 認定第9号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業歳入歳出決算書、歳入合計5億1,404万6,924円、歳出合計4億4,308万5,033円、歳入歳出差し引き残高7,096万1,891円。

2ページをお開き願います。歳入の予算現額4億6,049万5,000円、収入済み額5億1,404万6,924円。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出で、予算総額4億6,049万5,000円、支出合計4億4,308万5,033円。

6ページからは事項別明細書でございます。掲載のとおりでございます。

16ページをお開き願います。実質収支に関する調書、歳入総額5億1,404万6,000円、歳出総額4億4,308万5,000円、歳入歳出差し引き額7,096万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額7,096万1,000円でございます。

以上でございます。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 認定第10号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開きをお願いいたします。歳入合計でございますけれども1億2,500万1,582円、歳出合計1億2,500万1,582円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、予算現額は1億

2,724万円、収入済み額は1億2,500万1,582円でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額は1億2,724万円、支出済み額でございますけれども1億2,500万1,582円でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出の事項別明細書でございますけれども、1款の使用料及び手数料でございます。収入済み額が2,789万1,827円となっております。乗船者数でございますけれども、平成19年度は人が6万9,104名でございます。車が1,561台でございます。18年度に対しまして、人で2,530人減っております。車は逆に199台増加をいたしております。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますけれども、歳入歳出総額ともどちらも1億2,500万1,000円となっております。歳入歳出差し引き額はゼロ円となっております。

以上で、認定第10号につきまして説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 認定第11号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定についてを説明いたします。

平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

決算書の1ページをお開きください。平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算書、歳入合計1億3,455万7,671円、歳出合計1億2,440万8,839円、歳入歳出差し引き残額1,014万8,832円です。

6ページ、7ページをお開きください。機械使用料でございますが、今まで完納しておりましたが未収金が出まして21万2,350円、1名でございます。

歳出につきましては、10ページから13ページに記載をしておりますので、ご一読をお願いいたしたいと思っております。

以上をもちまして、認定第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第123条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。本日提出でございます。

決算書の1ページをお開きください。平成19年度芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳

出決算書、歳入合計1,764万583円、歳出合計1,764万583円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円でございます。

歳入につきましては6ページ、7ページ、歳出につきましては8ページ、9ページに記載をいたしておりますので、御一読願いたいと思っております。

以上をもちまして、認定第12号の議案説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で市長提出議案に対する説明が終わりましたので、ここで代表監査委員より決算審査の報告を求めます。横山代表監査委員。

〔代表監査委員（横山 松興君） 登壇〕

○代表監査委員（横山 松興君） 監査委員の横山でございます。平成19年度壱岐市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果について御報告いたします。

審査意見書の1ページをお開きください。審査は市長から審査に付されました平成19年度の全会計と財産調書、基金運用状況につきまして平成20年9月29日から11月5日までの間の10日間、関係職員の出席を求めて説明を受け審査をいたしました。

なお、監査委員の山本善勝は、平成20年3月31日まで壱岐市市民部長兼福祉事務所長の職にあったため、市民部及び福祉事務所に係る決算審査については地方自治法第199条の2の規定により除籍をしております。

2ページをお開きください。審査の結果、決算の関係書類は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係諸帳簿との照合の結果、正確に処理されているものと認められました。

3ページから53ページまでは各会計の決算状況及び財産と基金の運用状況を掲げておりますのでご覧いただければと思います。

54ページをお開きください。審査意見についてでございますが、まず最初に財政状況について、平成19年度財政力指数、経常収支比率と、それから財政健全化判断比率の実質公債費率、将来負担比率を上げております。ここで経常収支比率は年々上昇して財政の硬直化が進んできており、引き続き人件費を初め物件費や公債費等の圧縮スリム化に取り組んでいただきたいと思います。また、健全化判断比率におきましても、早期健全化基準を下回った数値となっており、現状では本市の財政状況は健全段階範囲にあるといえますが、公営企業の基盤整備や国庫補助期間の終了等による資金負担の増加と、今後の地方交付税の減少と大型事業の実施に伴う地方債の増加が見込まれることから、将来を見据えて計画的に健全な財政運営を進められるように望みます。

55ページをお願いいたします。第2に現金収納事務についてであります。本市における現金収納事務の取り扱い、直接市職員が扱う現金収納事務のほか、市職員が勤務しない施設と職

員以外が扱う部署が多数あります。しかし、現状これらの取り扱い状況は各課各部署で帳票、手順、確認、管理方法がさまざまであり、中には収納した現金をチェック確認するシステムがまったく機能していない部署もあります。本年度に発生した公金の私的流用という不祥事は、このような収納事務にも起因しており、再発防止の対策が急務であります。

現状の問題点として、1、納税者、施設利用者、乗船者等に渡す領収書、入場券、切符等は、証拠書類、金券であるが、その発行枚数と残存枚数を確認し、管理するシステムができていない。

2、これらの証拠書類、金券による収納金額と現金あるいは金融機関の出納印の有る納付書を毎日収納表（日計表）で突合確認する統一された帳票や手順規定ができていない。（出納員、収納員、出納責任者、上司の印鑑を押す欄もない帳票が散見をされるという状況でございます。）

3、現場で収納した現金を担当課が確認、調定するまでの日数も定まっておらず、その実績と前月対比、前年同月対比して、変動値、異常値などを確認チェックする統一された管理システムができていない。

4、管理職においては、これら利用料、収納金額の実績の動向は事故防止だけでなく、担当課の業績、政策評価として把握分析し、対策につなげていくことは当然であるが、その経営管理意識が定着をしていない。

以上の指摘が上げられますが、この種の不祥事は公的機関、民間企業問わず日常的に発生するリスクを抱えており、これを牽制抑止するチェック機能を二重、三重にするシステムを構築することで再発防止が可能になるといえます。

市民の信頼を回復させるためにも、それぞれの職務に適合させた帳票の制定と統一されたチェックシステムづくりを早急に進めることが必要であります。

3番目に未収金についてでございますが、市税の収入未済額は2億7,963万円を初め、国民健康保険税3億1,928万6,000円、その他使用料等全会計を合わせると未収総額は6億7,452万1,000円であり、極めて多額となっております。市税の徴収については滞納処分を初め、分納誓約や小額徴収などによる滞納額圧縮や時効中断に努力されていることは評価できますものの、高額滞納者がふえ、回収も困難となってきており、収入未済額は依然増加の一途をたどっております。

よって、滞納要因の分析、徴収経過記録に基づく対策と定期的、継続的、効率的な訪問交渉を続け、なお一層の工夫と努力により未収金の圧縮に取り組んでいただきたいと思います。また、市税の延滞金の取り扱いについては、前年度に指摘いたしました改善に至っておりませんので条例に基づく対応を図られるよう望むものであります。

4番目にその他、3つの事項について指摘をいたします。まず、財産台帳の整備についてですが、財産管理システムにより整備が図られておりますが、特に合併前の財産について未整備が見

受けられますので、早急に整備をされるように指摘いたします。

2つ目に予算の流用については、件数、金額とも減少傾向にありますが、依然として1件当たりの金額が高額なものが散見されます。予算の流用は真に必要、やむを得ないものに限るべきであり、安易な流用は行わないで可能な限り補正予算の措置を講じて執行されるように指摘いたします。

最後に決算事務であります。本年度も決算事務において、その確認作業等で正確さを欠いたため、決算審査に付された後に決算書を訂正することとなりました。今後このようなことがないように前年度に続いて指摘をいたします。

以上、申し上げましたが、今後とも健全財政に向けた取り組みと高齢化が進む市民の福祉の向上に精励されることを望みまして、平成19年度の決算審査の結果報告を終わらせていただきます。

〔代表監査委員（横山 松興君） 降壇〕

日程第38. 陳情第4号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第38、陳情第4号介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情についてを議題とします。

ただいま上程しました陳情第4号については、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。

大変お疲れでした。

午後2時40分散会
